

# 大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

【25年度補正】 240百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

## 1. 事業の必要性・概要

南海トラフ巨大地震では、内閣府防災担当からの報告（第2次報告書：平成25年3月18日）によると、廃棄物が最大で約2億5千万トン、津波堆積物が最大で約6千万トン広範囲に発生することが想定されている。また、首都直下地震では、狭い地域に多量の災害廃棄物が約1億トン発生し、首都機能が麻痺することが想定されることから、首都機能の移転等も必要となる可能性がある。そこで、廃棄物分野において国が具体的な対策を検討することが求められている。

## 2. 事業計画（業務内容）

（1）巨大災害を想定したあるべき姿のグランドデザインを描くとともに、国としての行動指針の策定

巨大地震の発生に伴う大量の災害廃棄物の円滑な処理を行う為、一連の処理フローを総括的に示したグランドデザインを示し、国としての行動計画の策定につながる指針づくりを行う。

（2）巨大災害時に必要な国・自治体・事業者の広域連携による行動計画の策定

広域ブロック単位で都道府県・事業者・地方環境事務所による協議会を設置し、巨大災害時の災害廃棄物処理のための広域連携の方針を検討する。

（3）地域ブロック単位で整備すべき災害廃棄物対策機能の検討

地域ブロック毎に、自治体と分担して整備すべき災害廃棄物対応機能（備蓄等）を検討する。

（4）災害廃棄物広域輸送システムの検討

鉄道輸送、水運輸送等の広域輸送システムに必要な施設の整備方策を検討する。

## 3. 施策の効果

巨大災害の発生時においても、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理が実施され、生活圏の環境衛生が保たれ、早急に復旧・復興につながるができるよう、国及び広域ブロック単位での対策を意識した地方公共団体における事前の対策の検討がなされる。

# 大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

平成25年度補正予算額 240百万円

## 背景

東日本大震災

廃棄物処理施設整備計画の改定 (H25.5閣議決定)

災害廃棄物対策指針の改定 (H25年度中、H25.3暫定版周知)

改正災害対策基本法の公布 (H25.6.21)

国土強靱化基本法案 (H25.12.4成立)

## 想定される巨大地震被害

東日本大震災の5倍以上

### 首都直下型地震

- ・最大約**9,600万トン**の災害廃棄物が発生
- ・首都機能が麻痺し、日本経済大打撃
- ・首都機能移転と早期処理が必要
- ・廃棄物関連中枢機能喪失

東日本大震災の13倍以上

### 南海トラフ巨大地震

- ・最大約**2億5,000万トン**の災害廃棄物が発生
- ・最大約5,900万トンの津波堆積物が発生
- ・津波による広範囲な被害が発生 (24都府県)
- ・災害廃棄物等の輸送路・仮置き場・処分場等の確保が困難

## ■災害対策の強化

- ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直す  
→広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保
- ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保

## ■課題

従来の廃棄物処理システムの延長や処理施設の余力だけでは十分な対応が困難  
→既存制度の枠を超えた国としての具体的な対策等を調査・検討

## 廃棄物分野で展開する総合的な取組

### (1) 巨大災害を想定したあるべき姿のグランドデザインを描くとともに、国としての行動指針の策定

巨大地震の発生に伴う大量の災害廃棄物の円滑な処理を行う為、一連の処理フローを総括的に示したグランドデザインを示し、国としての行動計画の策定につながる指針づくりを行う

### (2) 巨大災害時に必要な国・自治体・事業者の広域連携による行動計画の策定

広域ブロック単位で都道府県・事業者・地方環境事務所による協議会を設置し、巨大災害時の災害廃棄物処理のための広域連携の方針を検討する

### (3) 地域ブロック単位で整備すべき災害廃棄物対策機能の検討

地域ブロック毎に、自治体と分担して整備すべき災害廃棄物対応機能(備蓄等)を検討する

### (4) 災害廃棄物広域輸送システムの検討

鉄道輸送、水運輸送等の広域輸送システムに必要な施設の整備方策を検討する